

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期	総事業費 （千円）	成果目標
1	令和6年度エネルギー・食料品等価格高騰対応支援給付金	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6,R7の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯 28,104世帯×30千円、子ども加算 3,412人×20千円、定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者 36,948人（699,870千円）のうちR7計画分 事務費 97,764千円 事務費の内容 [需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 使用料及び賃借料 人件費 として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数（28,104世帯）、定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者数（36,948人）	R7.1	R8.3	1,756,994 うちR7分 700,994	対象世帯に対して令和7年3月までに支給を開始する
5	【重点支援地方交付金活用】市民税非課税世帯等くらしサポート給付金事業	①食料品価格高騰の影響を特に強く受ける低所得者等を経済的に支援する。 ②低所得世帯等への給付金及び事務費 ③住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯1人当たり8,000円の給付 住民税非課税世帯人員42,000人×8,000円+住民税均等割のみ課税世帯人員7,100人×8,000円=392,800千円 事務費 68,200千円 事務費の内訳 需用費、役務費、業務委託料、使用料及び賃借料、人件費 ④住民税非課税世帯34,300世帯（42,000人）、住民税均等割のみ課税世帯3,800世帯（7,100人）	R8.1	R8.4以降	461,000	住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯合計49,000人（38,000世帯）を支援する。
6	子育て世帯家計応援！小学校給食費サポート事業	①物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小学校の給食費の保護者負担を無償とする。 ②給食提供に係る食材費 ③従前：月額4,300円/人 → 無償 月額4,300円/人×11月×12,608人=596,359千円 ④市内小学校に通う子ども及びその保護者（教職員は除く）	R7.4	R8.3	596,359	市立小学校（小学校32校、義務教育学校（前期）1校）における給食費の保護者負担を従前の47,300円/年から無償とする。
7	子育て世帯家計応援！中学校給食費サポート事業	①物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯の経済的負担を軽減するため、中学校の給食費の保護者負担を無償とする。 ②給食提供に係る食材費 ③従前：月額4,500円/人 → 無償 月額4,500円/人×11月×6,175人=305,663千円 ④市内中学校に通う子ども及びその保護者（教職員は除く）	R7.4	R8.3	305,663	市立中学校（中学校15校、義務教育学校（後期）1校）における給食費の保護者負担を従前の49,500円/年から無償とする
8	飼料用米生産者緊急支援	①燃料費や資材費が高騰する中で、価格転嫁が難しい転作農家に対し、支援金を給付する。 ②飼料用米作付け面積10a当たり10千円の支援金 ③支援単価 10千円/10a×200ha（R6実績に基づく見込み）=20,000千円 ④飼料用米を生産する農家（個人、法人、集落営農者等）	R7.6	R7.8	20,000	飼料用米生産者122者（個人、法人、集落営農者等）を支援する。
9	畜産農家緊急支援	①輸入飼料等の高騰が続く畜産農家に対し、支援金を給付する。 ②配合飼料等1t当たり2千円の支援金 ③支援単価 2千円/t×8,000t（R6実績に基づく見込み）=16,000千円 ※1経営体当たり最大1,500千円 ④畜産農家（乳用牛、肉牛、養豚、採卵鶏）	R7.5	R7.12	16,000	畜産農家29者（乳用牛12者、肉牛10者、養豚5者、採卵鶏2者）を支援する。
10	小学校給食物価高騰対応事業	①食料品価格の高騰が続く中で、給食費の高騰分を保護者から追加徴収することなく安定的に給食を提供する ②給食提供に係る食材費 ③物価高騰額（追加徴収相当）1,640円/人×8月×12,608人=165,420千円 ④市内小学校に通う子ども及びその保護者（教職員は除く）	R7.4	R7.12	165,420	市立小学校（小学校32校、義務教育学校（前期）1校）において、保護者負担を増加させることなく給食を提供する（4～12月）。
11	中学校給食物価高騰対応事業	①食料品価格の高騰が続く中で、給食費の高騰分を保護者から追加徴収することなく安定的に給食を提供する ②給食提供に係る食材費 ③物価高騰額（追加徴収相当）1,590円/人×8月×6,175人=78,550千円 ④市内中学校に通う子ども及びその保護者（教職員は除く）	R7.4	R7.12	78,550	市立中学校（中学校15校、義務教育学校（後期）1校）において、保護者負担を増加させることなく給食を提供する（4～12月）。
12	【重点支援地方交付金活用】物価高騰対応プレミアム商品券発行事業	①食料品をはじめとする物価高騰の影響を受ける市民を支援するとともに、市内経済の活性化を図る。 ②プレミアム商品券発行に伴うプレミアム分の経費及び事務費 ③プレミアム率50%の商品券（10,000円で15,000円分） プレミアム分経費5,000円×8万セット=400,000千円 事務費 90,000千円 ④市民	R8.1	R8.4以降	490,000	プレミアム率50%の商品券を発行し、市民生活の安定化及び市内経済の活性化を図る（総額12億円分の商品券を発行）。

No	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期	総事業費（千円）	成果目標
13	【重点支援地方交付金活用】水道料金減免事業	①水道料金のうち基本料金を減免し、物価高騰等の影響を受ける市民、事業者を支援する。 ②水道事業会計に繰り出す、減免分の経費及び事務費 ③基本料金2か月分 362,000千円 事務費 8,000千円 ④水道使用者（一般家庭、事業所）※官公庁を除く	R8.1	R8.4以降	370,000	水道基本料金の減免を通じ、水道使用者（約147,000件※官公庁除く）の経済的負担の軽減を図る。
14	【重点支援地方交付金活用】小学校給食物価高騰対応事業（1～3月）	①食料品価格の高騰が続く中で、給食費の高騰分を保護者から追加徴収することなく安定的に給食を提供する ②給食提供に係る食材費 ③物価高騰額（追加徴収相当）1,640円/人×3月×12,608人＝62,000千円 ④市内小学校に通う子ども及びその保護者（教職員は除く）	R8.1	R8.3	62,000	市立小学校（小学校32校、義務教育学校（前期）1校）において、保護者負担を増加させることなく給食を提供する（1～3月）。
15	【重点支援地方交付金活用】中学校給食物価高騰対応事業（1～3月）	①食料品価格の高騰が続く中で、給食費の高騰分を保護者から追加徴収することなく安定的に給食を提供する ②給食提供に係る食材費 ③物価高騰額（追加徴収相当）1,590円/人×3月×6,175人＝29,450千円 ④市内中学校に通う子ども及びその保護者（教職員は除く）	R8.1	R8.3	29,450	市立中学校（中学校15校、義務教育学校（後期）1校）において、保護者負担を増加させることなく給食を提供する（1～3月）。
16	【重点支援地方交付金活用】酒蔵支援事業	①酒米不足・価格高騰の影響を受けた酒蔵等への支援する。 ②酒蔵1社あたり1,000千円の支援金 ③支援金単価1,000千円/社×1,000千円＝2,000千円 ④市内の酒蔵（法人）	R8.3	R8.4以降	2,000	酒蔵2者を支援する。